

島嶼における現状変更が生起する条件

— 竹島、フォークランド、西沙・南沙諸島の事例比較 —

山口 誠

はじめに

海洋・島嶼をめぐる争いは、古くは古代ギリシャ・ローマ時代の地中海における争いに遡り、植民地主義が終焉した今もお島嶼を海外領土として維持している国が存在する。また、20 世紀中盤以降、エネルギー資源や水産資源の観点から海洋に注目が集まる中、1982 年の海洋法に関する国際連合条約 (United Nations Convention on the Law of the Sea: UNCLOS) 制定により、排他的経済水域までにわたる沿岸国の権利・義務が明確化された¹ことも加わり、海洋における競争、ひいては島嶼領有にかかる対立や現状変更が増加している。

過去の研究をみると、竹島、フォークランド、西沙・南沙諸島などの、島嶼における現状変更の事例について、個別にその経緯や原因・教訓を研究した例は多数存在する²。また、フレイヴェル (Taylor Fravel) は、中華人民共和国が関わった 23 件の領土紛争を「係争地域の価値」、「支配力の強さ」、「安全保障環境」の 3 つの変数から分析し、国家がいかなる時に、領土紛争において妥協を決定し、または、威嚇ないしは武力行使を決定するのかという問題を説明する理論を提示した³。すなわち、フレイヴェルは、①係争地域の重要性が高く、②領土紛争における相対的支配力が弱まりつつあり、③同時に国内もしくは外部の脅威に直面している、という状況下

¹ UNCLOS は、1958 年以降議論がなされ、1982 年採択、1994 年に発効。本稿では、潟や低潮高地などの、UNCLOS の定義では島にあたらぬ地形を含め、「島嶼」と表現する。

² 例えば、竹島関連は、藤井賢二『竹島問題の起原』や高藤奈央子「竹島問題の発端」が、フォークランド関連は、高坂正堯「フォークランド戦争の原因とその教訓」や防衛研究所『フォークランド戦争史』が、西沙・南沙諸島関連では、平松茂雄『中国の海洋戦略』や飯田将史「南シナ海問題における中国の新動向」などが挙げられる。

³ テイラー・フレイヴェル『中国の領土紛争 武力行使と妥協の論理』松田康博監訳、勁草書房、2019 年、58、70-74 頁。

において、威嚇ないしは武力行使を最も選択しやすいと述べるとともに⁴、島嶼部における紛争の分析では、島嶼は主権の重要性が高いため、全般的に妥協はせずに解決の引き延ばしを好む傾向にあり、1974 年にパラセル、1988 年にスプラトリーにおいて中国が武力を使用したのは、中国の相対的支配力に対する他国による脅威が生じたことが原因であると述べている⁵。

他方、エヴェラ (Stephen Evera) は、一般的な戦争原因について、近代ヨーロッパ、中国春秋戦国時代及び独立以降のアメリカ合衆国に係る国家間関係と戦争事例の分析を通じ、①戦争は国家が相手国の征服が容易である (と認識される) 時に起こりやすく、征服が困難である (と認識される) 時には発生しにくい。②自国が周辺国を攻撃する良い機会や防御上の脆弱性がある (と信じる) 国家は、他に比べ戦争を起こしやすい。③国家は、攻勢に出る機会及び防御する能力を保有する (と考える) 時に戦争を起こしやすい、という“攻勢-防御理論 (Offense-Defense Theory)”を導出した⁶。しかしながら、戦略的価値が高く一種の特殊性を持つ島嶼に焦点をあて、かつ、主体たる国家が異なる事例を、横断的に比較した研究は見当たらない。

したがって、本稿では、過去の島嶼における現状変更事例一竹島占拠、フォークランド紛争、西沙海戦、南沙海戦、ミスターフ礁占拠一の比較から、共通点などを抽出し⁷、「島嶼における現状変更が生起する条件」なるものの導出を試みる。本稿は、次のように構成される。第 1 節では島嶼の

⁴ フレイヴェルは、国家が最も妥協を選択しやすいのは、①係争地域の重要性が低く、②支配力が安定的、③外部もしくは国内の脅威が高まっており、紛争相手国との関係改善がこれらへの対処に役に立つ状況であり、最も引き延ばしを選択しやすいのは、①係争地域の重要性が極めて高く、②支配力が安定的、③国内と外部の安全保障環境が厳しくない状況である、との仮説を 23 件の領土紛争の事例にあてはめ検証した。同上、43-45 頁。

⁵ 中国が島嶼部における紛争で譲歩を見せたのは、1957 年北ベトナムとの間のホワイト・ドラゴン・テイル等の事例のみである。同上、277-278 頁。

⁶ エヴェラは、戦争発生リスクには、軍事(技術・教義・態勢)、地理(海洋・山脈・緩衝地帯)、社会政治(政権の人気等)、外交(集団安全保障枠組、防衛同盟、中立国の均衡政策)の要素が総合的に影響するものとしている。Stephen van Evera, “Offense, Defense, and the Causes of War,” *International Security*, Vol. 22, No. 4, April 1998, pp. 5-6, 22.

⁷ 島嶼をめぐる武力紛争にはキプロス紛争(1967 年)もあるが、キプロスはフォークランドと同程度の面積ではあるものの、人口規模が大きく(100 万人超)であり、かつ、トルコ系及びギリシャ系の民族紛争の性質が強いことから、本稿では取り扱わない。一方、比越による南沙島嶼の占拠など、武力衝突には至っていないものの、軍を使用して占拠に及んだものもある。

特殊性及び比較対象とする分析要素の設定といった分析枠組を整理する。第 2 節で分析要素について各事例を検証し、第 3 節では、それら要素の比較検討を行う。そして、第 4 節において、「島嶼における現状変更が生起する条件」を導出する。

1 分析枠組

(1) 島嶼の特殊性

島嶼のもつ特殊性の第 1 は、その領有・管轄することにより得られる対価の大きさである⁸。通常の領土領有により得られる価値は、それ自体、および、その面積内に存在する人口・資源のみである。しかしながら、島嶼の場合は、陸地部分のみならず、周囲の海域に存在する海洋資源を島嶼自体の領有と同時に取得することができる。特に UNCLOS により、排他的経済水域までわたる沿岸国の権利・義務が明確化された 20 世紀終盤以降、国家実行としての島嶼領有のモチベーションは増加したといえる⁹。また、海上貿易に際しての、艦船の避難や補給地点としての必要性のほか、通商路に沿った防衛及び戦争のための拠点としても、外洋における島嶼の価値は高い¹⁰。さらに、島嶼領有は国力や国家の価値の象徴としての意義もある¹¹。

第 2 の特殊性としては、島嶼をめぐる戦争／戦闘は限定的なものに収まりやすく、エスカレーションへのハードルが低い、ということが挙げられる。戦争／戦闘の目的が、当該島嶼の領有・管轄にあるのであれば、戦域はおのずと限定され、互いの本国中枢部や多数の自国民までへの被害を想定した戦闘になる可能性は低い。また、島嶼は人口が少なく、あるいは、無人であり、かつ、当然ながらインフラをはじめとする資産も少ないこと

⁸ フレイヴェルが、Paul R. Hensel and Sara McLaughlin Mitchell “Issue Indivisibility and Territorial Claims,” *GeoJournal*, Vol. 64, No. 4, December 2005, pp. 275-285 に基づき算出した重要性スコアによると、陸上辺境部 16 件の平均値 4.5 に対し、島嶼部 4 件の平均値は 8.0 である。フレイヴェル『中国の領土紛争』52-53 頁。

⁹ UNCLOS 制定により、沿岸国は島嶼の領有権を主張するのみならず、適切な実効支配の必要性が生じた。Geoffrey Till, *Seapower: A Guide for the Twenty-First Century-Revised and Updated Third Edition*, Routledge, 2013, pp. 310-311.

¹⁰ アレフレッド・T・マハン『マハン海上権力史論』北村謙一訳、原書房、2008 年、44-45 頁。

¹¹ Till, *Seapower*, p. 303.

が理由としてあげられる。他方、島嶼は面積が小さいため、ひとたび武力を伴う紛争にエスカレートすると、陸続きの紛争のように、とあるラインでの停戦、といった形での終結を迎えることは困難である。

第 3 は、当事国にとって価値が高い（第 1 の特殊性）にもかかわらず、また、限定戦争に収まる傾向（第 2 の特殊性）とも関連して、島嶼をめぐる問題は、本土に対する攻撃と異なり、当事国以外においては、関心が低くなりがちとなることである¹²。この傾向は、同盟国等の理解獲得に困難を伴う一方で、国際社会の反応を過少に見積もることとなり、エスカレーションのハードルを下げることにもなりうる。

（2）各事例の比較要素

現状変更が生起するにあたっては、様々な要素が影響するところ、本稿では、種々の因子から構成される以下の 3 つの要素に焦点を当てる。

ア 動機

現状変更側が、対象となる島嶼についての価値をどのように認めているか、あるいは、どのように価値が変化（向上）したかという点に重点を置きつつ、契機となりうる 2 国間での交渉経緯や内政問題等から生じる内的圧力についても分析する。この際、短期的または中期的なものに限定することとし、当該島嶼に対する領有権主張の歴史変遷などについての詳細な分析は行わない。

イ 彼我のバランス

当該島嶼に対する実効支配の状況、両国の軍事力及び当該島嶼に係る領土紛争に関する国家・国民の注目度から、現状変更の容易さ（の認識）について分析する。

ウ 国際社会の干渉

集団安全保障枠組、防衛同盟及び中立国の均衡政策の有無¹³のほか、現状変更側が、国際社会の支持が得られるか否かについてどのように認識していたか、特に大国たる第 3 国の干渉や介入の有無についてどのように認識していたかに注目して分析する。

¹² 庄司潤一郎「議長総括 島嶼問題をめぐる外交と戦いの歴史的考察」防衛研究所戦史研究センター編『平成 25 年度戦争史研究国際フォーラム報告書』2013 年 3 月 31 日、8 頁。

¹³ エヴェラによる“攻勢-防御理論”の分析においても、外交的要素として同様に取り上げられている 3 因子である。Evera, “Causes of War,” p. 21.

2 事例検証

(1) 竹島占拠

1954 年夏頃に韓国警備隊が竹島への駐留を開始 (日本は、8 月 23 日に海保巡視船が竹島から銃撃を受けたことにより明確に認識) した¹⁴事例について分析する。

ア 動機

韓国は、対日平和条約が発効、つまり日本の独立 (1952 年 4 月) により、マッカーサー・ラインが失効し、韓国漁船に比して高性能な日本漁船が韓国近海に出漁することを韓国は危惧していた¹⁵。対抗処置として、李承晩ラインを宣言すること (1952 年 1 月) により「隣接海洋に対する主権」を主張するが、これも竹島を含む自らが関心を持つ公海上の水域における日本漁船の操業を絶対に許すまいとする韓国の強い意志に基づいていたものとみられる¹⁶。その後の日韓会談において、「主権」、「漁業管轄権」、「漁業資源保護」と順次主張を下方修正するものの、いずれも日本との論争に敗北、1953 年 10 月の第 3 次日韓会談で韓国が選んだのは交渉の継続拒否であった¹⁷。なお、同時期、日本漁船の拿捕が急増している¹⁸。

¹⁴ 1954 年 6 月 17 日、韓国内務部が沿岸警備隊駐留部隊の派遣を発表(ソウル発 UP 電)。高藤奈央子「竹島問題の発端—韓国による竹島占拠の開始時における国会議論を中心に振り返る」『立法と調査』第 322 号、2011 年 11 月、68-69 頁。

¹⁵ マッカーサー・ラインは、SCAPIN1033(1946 年 6 月 22 日)により規定された占領下日本の漁業及び捕鯨区域を規定したもの。同指令及び占領統治下における日本の行政権の範囲を規定する SCAPIN677(1946 年 1 月 29 日付)においても、「領有権に関する連合国の最終決定ではない」旨が明示されている。また、対日平和条約起案の過程では、韓国が竹島を日本領からの除外するように要求したものの、認められないまま 1951 年 9 月に署名に至った。塚本孝「竹島領有権問題の経緯【第 3 版】」『調査と情報』第 701 号、2011 年 2 月、8-9 頁。

¹⁶ 藤井賢二「李承晩ライン宣言と韓国政府」島根県竹島問題研究会『第 2 期竹島問題に関する調査研究 最終報告書』2012 年 3 月、18-19 頁。

¹⁷ 「主権」の主張は日本のみならず、米英華 3 か国からも非難され、公海における「漁業管轄権」も海洋法上確立されたものではないと論破された。また、「漁業資源保護」の主張についても韓国自身が適切な資源保護策をとれていないことから、論破されるに至っている。他方、日本は漁業管轄権によらずとも、日韓の漁業能力格差を是正できる方策を提示するなどしたが、韓国側はかえって姿勢を強硬にした。藤井賢二『竹島問題の起原—戦後日韓海洋紛争史』ミネルヴァ書房、2018 年、147-148 頁。

¹⁸ 朝鮮戦争における防衛上の必要性から国連軍が設定したクラーク・ライン撤廃 (1953 年 9 月) とも関連。同上、135-137 頁。

このように、マ・ライン撤廃から李ライン設定や日韓会談における漁業交渉の経緯を見るに、韓国の領有権主張の根幹は、漁獲能力の格差を踏まえた同海域の水産資源の確保にあり、それは日本による統治及び朝鮮戦争を経た韓国にとって、死活的問題と認識していたものとみられる。そして交渉によって、要求が満たされる道筋が見えなくなったことが、最終的に 1954 年の軍事占拠に至る最も強い動機と考えられる。

イ 彼我のバランス

日本は 1905 年に竹島を領土編入し、アシカ漁の拠点などとして実効支配していた¹⁹ものの、戦時中・占領期間を経た、日本の独立以降は、海上保安庁巡視船による週一回程度のパトロールのみであり²⁰、同島への人員の配置もなく、強い実効支配が及んでいたとは言い難い。また、朝鮮戦争下の韓国警備船が武装化していたのに対し、海上保安庁は、1948 年創設以降、順次船艇増強を図るものの、1953 年時点では警備船程度の装備しかなかった²¹。

さらに、1953 年から 1954 年前半にかけての日韓の領土主張の標柱の設置・撤去の応酬、互いの漁業の取り締まり、日本漁船の拿捕や韓国側による海上保安庁巡視船に対する発砲事案などに関して、国会を含む議論がなされたものの、「国際紛争の解決のためには武力を行使しないということは憲法の示すところ」、「日米安全保障条約に基づく米国への要請を否定」する²²など、強い防衛姿勢を打ち出していない。他方、韓国は 1953 年 4 月以降義勇隊レベルで、同年 8 月以降は韓国政府（警察）として介入を開始している²³。

ウ 国際社会の干渉

韓国は朝鮮戦争に引き続き米韓同盟を、日本は独立以降、日米安保条約を保持しているものの、いずれの同盟も、日韓の紛争を想定したものではない。

¹⁹ 塚本「竹島領有権問題の経緯」6 頁。

²⁰ 藤井『竹島問題の起原』253-257 頁。

²¹ 巡視船は 1948 年創設時で 153 隻、1955 年時点で 304 隻。また、1953 年 7 月 12 日に韓国人警察官が巡視船「へくら」に乗船した際に、同船の非武装の状況が、韓国側に認識されている。同上、413-414 頁；海上保安庁『かいほジャーナル』Vol. 76、2018 年 9 月、14 頁。

²² 高藤「竹島問題の発端」68-70 頁。

²³ この後韓国は、1954 年 6 月に海洋警察隊を竹島に急派、軍事占拠を強行するに至った。金学俊、保坂祐二監修『独島研究—韓日間論争の分析を通じた韓国領有権の再確認』李喜羅、小西直子訳、論創社、2012 年、273-274 頁。

李ラインについては、日本のほか、米国、英国、中華民国が抗議文を送付している。3 か国とも、「隣接海洋に対する主権」及び「公海における漁業管轄権」の主張を痛烈に批判する内容であり、韓国は各国への説明の過程において、最終的に上記主張を取り下げ、「保護線」または「平和線」という表現にトーンダウンしている²⁴。一方、各国の抗議は、日韓 2 国間における竹島の領有権に言及しているものではない。

また、1952 年 2 月 28 日に締結した日米行政協定において、竹島が米軍の爆弾投下施設・地域に規定されたが、韓国の抗議を経て、1953 年 2 月 27 日には除外された。米国政府は、領有権紛争は日韓両国間で解決すべきという基本スタンス、他方、対日平和条約成立過程から竹島が日本領であるという見解を維持していた²⁵にもかかわらず、韓国政府はこれをもって、米国の竹島を韓国領土として認めたものと解釈した可能性がある。

(2) フォークランド紛争

アルゼンチンが、1982 年 3 月下旬のサウスジョージア島上陸から 4 月 1 日のフォークランド諸島ポートスタンレーに上陸した事例について分析する。

ア 動機

アルゼンチンは 1816 年の独立時にスペイン領土を継承したものとして、英国に対しフォークランド諸島の返還を求めていたところ²⁶、同諸島の実際的な価値を、国際政治および経済面に認めていた²⁷。特に、1979 年の法王仲裁によりビーグル海峡の支配力を失いつつあったアルゼンチンにとって、南大西洋からホーン岬を回る海上航路の制海上、また、チリに対する立場を強化する意味でも、同諸島の戦略的重要性が増していた²⁸。

フォークランド諸島を巡る英国との交渉は、20 年近く経過するも成果は芳しくなく、陸軍司令官 (当時) のガルチェリ (Leopoldo Galtieri) は 1981

²⁴ 藤井「李承晩ライン宣言と韓国政府」13-18 頁。

²⁵ 塚本孝「竹島領有権紛争に関連する米国国務省文書(追補)=資料=」島根県竹島問題研究会『第 1 期竹島問題に関する調査研究最終報告書』2007 年 3 月、87-88 頁。

²⁶ 防衛研究所戦史研究センター編『フォークランド戦争史』防衛研究所、2014 年、29 頁。

²⁷ Marshall Van Sant Hall, "Argentine Policy Motivations in the Falklands War and the Aftermath," *Naval War College Review*, Vol. 36, No. 6, November/December 1983, p. 21.

²⁸ *Ibid.*, p 22-23.

年 5 月に、「我々が国際問題の処理において極めて冷静で忍耐強かったことを否定できるものはないであろう。それは領土欲などと関係がない。しかし、150 年も経た今日、その問題は耐え難いものとなって来ている」と述べている²⁹。アルゼンチンとしては、英国のフォークランド領有 150 周年となる 1983 年までにいかなる手段を使っても解決することを目指すなか、1982 年 1 月の 1 年間に期間を区切った交渉開始の提案に対し、英国から交渉引き延ばしを目的とした回答しか得られなかったため、軍事手段選択の可能性が高まったと言える³⁰。

また、アルゼンチン国内では政情不安定及び不況が続いており、1981 年 12 月にクーデターで権力を掌握したガルチェリには、軍部及び大衆の支持を得るためにフォークランド問題を取り上げる素地も存在した³¹。

以上のことから、1982 年初頭には、フォークランド問題の軍事力行使を含む解決を目指すための動機が固まりつつあったと言える。

イ 彼我のバランス

1833 年以降、英国が実効支配、総督府を設置し管理しているものの、当時の人口は 1800 人余り³²であり、英本土からの定期便もなく、社会インフラはアルゼンチンに頼る状態であった³³。

両国の通常戦力は、海軍主要艦艇隻数で約 4 倍、空軍作戦機数で約 3 倍と英国が上回っている³⁴ものの、南大西洋地域には砕氷哨戒艦 HMS *Endurance* 及びポートスタンリー守備隊 80 名程度が所在するのみであった³⁵。さらに、英国は 1981 年に HMS *Endurance* 除籍及び空母 HMS *Invincible* のオーストラリアへの売却を決定しており³⁶、これらをもって、アルゼンチンは英国にフォークランド防衛の意志がないものと認識したと

²⁹ この後、ガルチェリは 1981 年 12 月に大統領に就任する。“*Falkland Islands Review*” Committee of Privy Counsellors, January 1983, Para 88.

³⁰ 防衛研究所『フォークランド戦争史』37-39 頁。

³¹ 高坂正堯「フォークランド戦争の原因とその教訓」『高坂正堯著作集』第 6 巻、都市出版、2000 年、589-590 頁。

³² 同上、584 頁。

³³ 防衛研究所『フォークランド戦争史』29 頁。1931 年ピーク時で 2392 名。

³⁴ 英: 80 隻(空母 2 隻を含む)、700 機。亜: 約 17 隻(空母 1 隻を含む)、223 機。軍事支出は 7.5 倍。*The Military Balance 1981-1982*, The International Institute for Strategic Studies, 1981.

³⁵ サンデー・タイムズ特報部編『フォークランド戦争—鉄の女の誤算』宮崎正雄訳、原書房、1983 年、35 頁。

³⁶ “*Falkland Islands Review*”, Para 281, 287.

もいわれる³⁷。現にガルチェリは、戦後イタリア人ジャーナリスト、ファラチ (Oriana Fallaci) のインタビューにおいて、「マルピナスを占拠すれば、英国が反発するとは読んだが、そのために動員態勢まで取るとは考えなかった。ヨーロッパの真ん中にある国がなぜ、大西洋のはるかかなたの、しかも国益には全く無関係のこんな島を大事にしなきゃならんのかね」と述べている³⁸。

注目度の観点で見た場合、フォークランド島の領有権の問題はアルゼンチンにとっては重要度の高いものであったが、英国は核戦力及び北大西洋での有用な海軍力の維持を優先し、遠隔地での軍事力の意義は二次的な重要性を与えられていたにすぎなかった³⁹。

このように、特に 1981 年以降、アルゼンチン側が、彼我のバランスが相当に我に有利と認識するに十分な材料が揃っていたと言える。

ウ 国際社会の干渉

英国は北大西洋条約機構加盟国であり、他国の英国への攻撃は集団的自衛権行使の対象とされているものの、当時の実態は、西欧諸国の対ソ防衛同盟であり、アルゼンチンの英国への攻撃が対象になるとは考えにくい。

アルゼンチンは米州機構加盟国であるが、この機構には集団的自衛権の枠組みはない。他方、米国にとって、アルゼンチンは中南米における反共政策上重要な同盟国であり、アルゼンチンとしても「特別な関係」と認識していた⁴⁰。

また、ビーグル海峡に係るチリとの紛争は 1979 年の法王仲裁により一旦の決着をみており、背後の隣国チリの圧力は低減していた。さらに、そもそも、「いかなる形態の植民地主義も終結させるため」という趣旨の国連総会決議を端緒に交渉している領土紛争であり⁴¹、アルゼンチンが米国を含む国際社会全体の支持を得られると見通していても不思議はない。

³⁷ 高坂は、「(空母の売却が完了する)2 年待てば成功の確率をはるかにたかかったのに、アルゼンチンが 1982 年に軍事行動をとったのは不思議」と述べているが、むしろ、アルゼンチンが英国の対応を全く見積もっていなかった証左ともいえる。高坂「フォークランド戦争の原因とその教訓」590-591 頁。

³⁸ 朝日新聞外報部編『狂ったシナリオ フォークランド紛争の内幕』朝日新聞社、1982 年、64 頁。

³⁹ 高坂は、英国が、アルゼンチンの意図を察知しえなかったことも妥当とするほど注目度が低かった、とも言及している。高坂「フォークランド戦争の原因とその教訓」603 頁。

⁴⁰ 防衛研究所『フォークランド戦争史』9-10 頁。

⁴¹ 同上、30 頁。

(3) 西沙海戦

1974 年 1 月、中国が、西沙諸島西部のクレセント群島 (南ベトナムが実効支配) を、海戦を経て占拠した事例について分析する。

ア 動機

南シナ海については、1969 年に国連アジア極東経済委員会が、大陸棚上に豊富な石油・ガス資源が埋蔵されている可能性を指摘するとともに、各国の経済成長に伴う水産資源の争奪も激化していた⁴²。地理的には太平洋とインド洋を最短ルートで結び、欧州・中東・アフリカと東アジア・北米との物流を保障しグローバル経済を支える SLOCs であり、海軍艦船の作戦展開にも不可欠の通路になっている⁴³。SLOCs という観点で見たとき、マラッカ海峡と台湾海峡を結ぶルートを挟んで所在する南沙諸島、西沙諸島、中沙諸島、東沙諸島は、重要な戦略的地位を有し⁴⁴、劉華清は「南沙諸島を制する者は巨大な経済的、軍事的利益を制す」とまで述べている⁴⁵。なお、中国は、南シナ海の全島嶼について、最も早く発見し、開発・経営し、管轄権を行使し、第 2 次世界大戦時に一時日本統治の台湾管轄下に入るが、日本の降伏により 1945 年全島嶼が返還されたものとして領有権を主張している⁴⁶。

しかしながら、1970 年代初頭の南シナ海島嶼に対する中国の実効支配の範囲が、西沙諸島の一部であるアンフィトリテ群島のみであるのに対して、フィリピン及び南ベトナムは南沙諸島に属する島嶼の占拠を進めつつあり、特に南ベトナムは、大陸棚開発の一環として、1973 年 9 月に南沙諸島島嶼の一部をフートイ省の管轄に入れるなど、実効支配を強めた。このような中、南シナ海のカナメともいべき位置にある西沙諸島の確保は、中国にとって、南シナ海領有の必要不可欠な第一歩であった⁴⁷。また、中国が西沙諸島の戦略的地位を重視していたことは、同諸島を完全に支配下におさめ

⁴² 海洋政策研究財団編『中国の海洋進出—混迷の東アジア海洋圏と各国対応—』成山堂、2013 年、9 頁。

⁴³ 同上、6 頁。

⁴⁴ 平松茂雄『甦る中国海軍』勁草書房、1991 年、135 頁。

⁴⁵ フレイヴェル『中国の領土紛争』277 頁から引用。フレイヴェルは『劉華清回憶録』を参照。

⁴⁶ 飯田将史「南シナ海問題における中国の新動向」『防衛研究所紀要』第 10 巻第 1 号、2007 年 9 月、144・145 頁。

⁴⁷ 平松茂雄『中国の海洋戦略』勁草書房、1993 年、33・34 頁。

て以降、南沙諸島をめぐるベトナムとの領有権争いに備えて要塞化を進めたことからわかる⁴⁸。

さらに、1960 年代後半以降、ソ連海軍がインド洋での活動増強やマラッカ海峡を開始しており、これが南シナ海まで拡大すれば、中ソ国境における大規模な陸軍兵力とあいまって、ソ連による包囲態勢が形成される懸念からも、南シナ海の支配を強化する必要性が向上していた⁴⁹。

イ 彼我のバランス

南ベトナムは、1956 年以降、旧宗主国フランスから引き継ぐ形で、西沙諸島西半分のクレスセント群島を占拠、1959 年には同群島付近で操業する中国漁民を排除するなどしたのち、さらに複数の島嶼を獲得し、実効支配を強めた。しかしながら、1974 年時点での陸上設備は、パトル島の気象施設のみであり、かつ、ベトナム戦争の影響により、1966 年以降、同島以外の島嶼から撤退していた⁵⁰。

他方、中国は東半分のアンフィトリテ諸島を占拠・実効支配していた。海軍はルダ級駆逐艦 7 隻を就役させるなど、外洋海軍への成長しつつあるとともに、1971 年には、海軍兵力をも使い、ウッディー島に港湾施設を建築し⁵¹、軍事力発揮の基盤も構築しつつあった。

ウ 国際社会の干渉

中ソ関係は 1950 年代中葉から徐々に悪化、1966 年に始まる文化大革命、1968 年 8 月のチェコ事件を経て深刻化、1969 年には珍宝島を巡る中ソ国境警備隊同士の衝突が生起している。しかしながら、珍宝島事件は短期間で沈静化⁵²、また、1974 年時点では、ソ連の海洋からのアジア進出は途上であったため、南シナ海における直接の干渉は見積もられなかった。

米中は、ベトナム戦争で敵対していたが、中国は朝鮮戦争の学習から、米軍の全面介入及び直接衝突を回避するように努めていた。また、主として対ソ戦略上のニーズが一致したことから、1972 年 2 月にはニクソン大統領の訪中が実現するなど、米中関係は改善の傾向にあった。さらに同時期「ベトナム化」が進み、1973 年 3 月には米軍はベトナムから完全撤退していたこともあり、米国が介入する可能性は低かった。

⁴⁸ 平松『甦る中国海軍』157 頁。

⁴⁹ 同上、135-137 頁。

⁵⁰ フレイヴェル『中国の領土紛争』283-286 頁。

⁵¹ 平松『甦る中国海軍』130、137-138 頁。

⁵² ただし、中ソ国境付近のソ連兵力は引き続き残存。張剣波『米中和解と中越関係 中国の対ベトナム政策を中心に』社会評論社、2015 年、153-155 頁。

また、ベトナム戦争において中国が支援している北ベトナムが抗議することも考えられなかった。中国はこうした有利な国際環境を背景に、西沙諸島占領に踏み切ったといえる⁵³。

(4) 南沙海戦

中国が 1987 年春頃以降に、南沙諸島の他国に占拠されていない島嶼(主として南沙諸島西部、ベトナム⁵⁴占拠島嶼の近傍) への実効支配を伸ばしつつ、1988 年 3 月にはベトナムとの海戦も経て、計 6 つの島嶼を占拠⁵⁵するに至った事例について分析する。

ア 動機

南シナ海全体の価値認識及びその足掛かりとして 1974 年に西沙諸島を確保したことは、前項で述べたとおりである。南沙諸島の島嶼については、1980 年代中葉までに、ベトナム、フィリピン、マレーシア、台湾がそれぞれ一部を占拠しており⁵⁶、一部の沿岸国は南沙諸島周辺海域で資源開発にも着手していた⁵⁷。この時点で、中国は南沙諸島に実効支配する島嶼を持たず、資源開発も行っていないことから、このような他沿岸国の拡張が、南シナ海全体に価値を認める中国の南沙諸島島嶼に対する欲求をより強くさせたものと思われる。

現に、1987 年 4 月 15 日に、中国外交部スポークスマン声明で、南沙諸島の領有権を確認するとともに、「中国政府は適当な時期にそれらの島を取り返す権利を留保している」と述べた⁵⁸うえ、後述するように海軍の活動を活発化させている。これらの裏で、同年 5 月には、国家海洋局がファイア

⁵³ 飯田「南シナ海問題における中国の新動向」146 頁。

⁵⁴ 1976 年、ベトナム社会主義共和国(北ベトナム)が、ベトナム戦争に勝利し南北統一。北ベトナムは西沙・南沙諸島の中国領有を認めていたものの、統一後に主張を変更。

⁵⁵ 領土標識及び簡易な建造物をもって実効支配を確立。平松『中国の海洋戦略』36-38 頁。

⁵⁶ 占拠島嶼数は、ベトナム: 9(1987 年にさらに 2 島嶼を占拠)、フィリピン: 7、マレーシア: 3、台湾: 1。呉士存『中国と南沙諸島紛争 問題の起源 経緯と「仲裁裁定」後の展望』朱建榮訳、花伝社、2017 年、137-138、154-155、192、242 頁。

⁵⁷ ベトナム: 1974 年以降、ベトナム沖合の海域で探査・試掘を開始、1985 年までには石油の商業生産開始(ソ連との共同開発)。フィリピン: 1973 年以降探査・試掘を開始、1978 年末には南沙諸島北東部リードバンク周辺での商業生産開始。マレーシア・インドネシア: 1970 年代後半までに南沙諸島南部から南東部において資源開発を開始。平松『中国の海洋戦略』28-30 頁。

⁵⁸ 平松『中国の海洋戦略』37 頁から引用。平松は、『人民日報』1987 年 4 月 16 日を参照。

リークロス礁などの、他国が占拠していない島嶼に領土標識を建てるという形で実効支配を開始⁵⁹、1988 年 1 月から 2 月にかけては、ファイアリークロス礁、クアテロン礁、ガベン礁を、ベトナム海軍との小規模衝突を経て占拠、同年 3 月はジョンソン南礁をめぐる南沙海戦に至っている⁶⁰。これらの時系列をみるに、中国にとって、南シナ海全体に影響力を及ぼすためには、南沙諸島海域の拠点確保が不可欠であり、戦闘となった場合の容易な勝利を前提として、一連の行動をとったものとみられる。

イ 彼我のバランス

当該 6 島嶼のうち、ファイアリークロス礁を除く 5 つの近傍にはベトナムが実効支配している島嶼が存在したものの、6 島嶼自体には直接の実効支配は及んでいなかった⁶¹。

両国の通常戦力は、海軍主要艦艇隻数は約 5.4 倍、空軍作戦機数は約 20 倍で中国が上回っている⁶²。また、中国は 1974 年占拠以降、西沙諸島の軍事要塞化を進めており、1987 年の時点で、航空管制・通信用のコントロールタワーやヘリポートを建設するとともに、陸軍部隊が駐屯、小規模艦艇部隊を配備した⁶³。さらに中国海軍は、1984 年及び 1985 年に南極及びインド洋への外洋展開、1986 年には西太平洋での軍事演習、1987 年には西太平洋及び南沙諸島南部までを含む南シナ海での同時演習、1987 年 6 月には中国海軍陸戦隊が西沙諸島で上陸作戦演習を実施するなど、活動を活性化させている⁶⁴。このように着実に力をつけている中国軍と、警備艇を主体としたベトナム軍⁶⁵との差は圧倒的であったといえる。

ウ 国際社会の干渉

1979 年の中越戦争においては、ソ越相互援助条約 (1978 年締結) に基づき、ソ連は中国に撤退を求める警告を発するとともに、海軍艦艇を東シナ海及び南シナ海に展開させ圧力をかけた。その後、ソ越関係はさらに強固になり、ソ連によるダナン空軍基地及びカムラン湾の軍事利用が恒常化

⁵⁹ 平松『甦る中国海軍』186 頁。

⁶⁰ ベトナムも同時期に周辺の島嶼計 6 個を占拠し、中国に対抗した。フレイヴェル『中国の領土紛争』304-305 頁。

⁶¹ 呉『中国と南沙諸島紛争』154-155 頁。

⁶² 中: 70 隻(潜水艦を除く)、5380 機。越: 13 隻(FF、LST 等)、270 機。"The Military Balance 1987-1988," The International Institute for Strategic Studies, 1987.

⁶³ 1988 年 6 月には南沙諸島までカバーする航空管制センターが、1990 年頃までに滑走路が建設された。平松『中国の海洋戦略』34-35 頁。

⁶⁴ 平松『甦る中国海軍』154-162 頁。

⁶⁵ 越保有艦艇:FF×7, LST×6, PL×16, PC×10。"The Military Balance 1987-1988".

し、1970 年頃に恐れていたことが現実化していた。しかしながら、1982 年以降、中ソ関係は改善傾向にあり⁶⁶、また、1980 年代後半にはソ連によるベトナム支援も低下していたことから、南沙諸島をめぐる中越の衝突にソ連が介入する可能性は低かった⁶⁷。

米国は、1980 年代後半の時点では、ソ連との均衡の観点から、米比相互防衛条約に基づき、フィリピンのスービック海軍基地及びクラーク空軍基地を軍事利用していた。ベトナム戦争後、米越関係が正常化に動き出すのは、1990 年代以降である一方、米中間は 1979 年に国交樹立に至る。中越戦争に際しても、事前に鄧小平副主席からカーター大統領に伝えられたが、米国は事実上黙認している⁶⁸。また、1980 年代中葉には、艦艇訪問を含む軍事交流なども進展している⁶⁹ことから、米国の介入も見積もられない情勢であった。

(5) ミスチーフ礁占拠

1995 年初頭までに、中国が海軍力をも用いて南沙諸島東部のミスチーフ礁に建造物を建設・占拠⁷⁰した事例について分析する。

ア 動機

南沙海戦以降も沿岸国による南沙諸島島嶼の占拠は進行しており⁷¹、資源開発も進んでいた。特に豊富に資源が埋蔵されているとされる南沙諸島北東端付近のリードバンクにおいて、米比の合弁企業が調査を行う旨が 1994 年に発表された⁷²。対して、中国は 1992 年に領海法を成立させており、南沙諸島に対する領有権の主張を強めていたものの、南沙諸島西部以外に占

⁶⁶ 木村哲三郎「冷戦末期のベトナム・旧ソ連関係」『アジア研究所紀要』第 21 巻、1995 年 1 月、57-61、72-75 頁。

⁶⁷ 飯田「南シナ海問題における中国の新動向」146-147 頁。

⁶⁸ 中野亜里「米越関係 戦後 40 年の軌跡と新たなパートナーシップの構築」『立教アメリカン・スタディーズ』第 38 巻、立教大学アメリカ研究所、2016 年 3 月、9-13 頁。

⁶⁹ 1986 年 3 隻の米艦艇が青島に寄港したほか、小規模合同演習や兵器関連交渉などが実施された。天安門事件(1989 年)のため、武器輸出は実現していない。平松、『甦る中国海軍』、174-179 頁。

⁷⁰ フィリピン側が中国海軍の関与を公表している一方で、中国側はこれを否定している。平松茂雄『続 中国の海洋戦略』勁草書房、1997 年、63-65 頁。

⁷¹ 1994 年時点での占拠島嶼数は、ベトナム: 27、フィリピン: 8、マレーシア: 3、台湾: 1、ブルネイ: 1。呉『中国と南沙諸島紛争』154-155、192、242 頁。

⁷² フィリピン政府は、「関係国の了解を得ないと危険である」として、試掘は認めていない。平松『続 中国の海洋戦略』65 頁から引用。平松は、『日本経済新聞』1994 年 6 月 12 日を参照。

拋島嶼を保有していなかった⁷³。したがって、主権行使の海域を拡大する観点、リードバンクへのアクセス、かつ、他国に占拠されていないという点で、ミスチーフ礁が恰好の標的になったものと考えられる。

イ 彼我のバランス

フィリピンは、1980 年までに南沙諸島北東部を中心に 8 つの島嶼を占拠していたが、やや孤立したミスチーフ礁周囲の島嶼は占拠していなかった⁷⁴。また、中国によるパラワン島西方海域への進出が、1992 年春頃には始まっていたところ、漁民の通報を経て、フィリピン政府が確認したのは 1993 年 9 月頃である⁷⁵。ミスチーフ礁自体についても、中国公船が、1994 年 8 月以降調査を開始、12 月から建設作業を開始しているが、フィリピン政府が認識し、公表に至ったのが 1995 年 2 月である⁷⁶ように、同海域におけるフィリピン海軍等の監視の目は薄く、実効支配は弱かったといえる。

両国の通常戦力は、海軍大型艦艇隻数は約 9 倍、小型艦艇隻数は約 13 倍、空軍作戦機数は約 100 倍で中国が上回っている⁷⁷。中国は西沙諸島強化も進捗しており、1980 年代後半には、戦闘機や爆撃機が発着可能な 2600m 級滑走路、南沙諸島上空までカバーする航空管制センターや大型艦艇用の港湾施設の建設も進んでいた。また、南沙諸島南西部のファイアリー礁にも 1993 年の時点で大型艦艇用の岸壁が整備され、艦艇の常駐が認められている⁷⁸。他方、フィリピンは、南沙諸島で 2 番目に大きいとされるパグアサ島の基地機能強化に努めており、1970 年代後半には、戦闘機が発着可能な滑走路を備え、軍人も常駐させていた⁷⁹が、兵力面及び基盤面から、軍事衝突になった場合の両国の差は圧倒的であった。

ウ 国際社会の干渉

東南アジア域内では大国と呼べるインドネシアが、1988 年 9 月にスンダ・ロンボク海峡の閉鎖演習を行い、中国の南沙進出に対し一定の対抗意

⁷³ フレイヴェル『中国の領土紛争』307-308 頁。

⁷⁴ コモドア礁が南沙諸島南東部にあるほか、パグアサ島などの 7 つの島嶼は北東部に存在。ミスチーフ礁は両者の中間にあり、他国を含め、周囲の島嶼は占拠していなかった。呉『中国と南沙諸島紛争』192 頁。

⁷⁵ 平松『続 中国の海洋戦略』69 頁。

⁷⁶ 同上、62 頁；呉『中国と南沙諸島紛争』210 頁。

⁷⁷ 中：大型艦艇(潜水艦を除く)約 70 隻(2 隻)、警備艇約 600 隻(300 隻)、作戦機 4970 機。括弧内は南海艦隊所属隻数。比：大型艦艇 8 隻(LST のみ)、警備艇 44 隻、作戦機 43 機。“*The Military Balance 1994-1995*,” The International Institute for Strategic Studies, 1994.

⁷⁸ 平松『続 中国の海軍戦略』16-17、70-71 頁。

⁷⁹ 呉『中国と南沙諸島紛争』208 頁。

志を見せたものの、中国に比べて軍事力は非力であった。1990 年からは、インドネシア主催で南シナ海島嶼の紛争の平和的解決を探るための、ASEAN 諸国間の非公式会議 (南シナ海の潜在的紛争の制御に関するワークショップ) がもたれ始め、1991 年からは中国も参加している。「U 字線」の解釈を含め、中国は各国からの批判を浴び、また、1992 年には ASEAN 外相会議でも「南シナ海宣言」が採択されはしたものの、各国の足並みが揃わない⁸⁰こともあり、中国にとって強い圧力にはなっていなかった。

米国は、冷戦終結に伴いソ連の脅威がなくなったことなどから、米比相互防衛条約は残しつつも、1991 年にスービック海軍基地から、1992 年にはクラーク空軍基地から完全撤退した。米中関係は、天安門事件(1989 年)の影響で冷え込んでいたが、この時点で米国は、中国を明確な脅威として意識しておらず、何より、米軍事力が不在であることから、中国は米国の介入を見積もらなかったと考えられる。

3 各事例の比較検討

表 1 は、前節で抽出した 5 つの各事例における 3 つの分析要素を一覧化したものである。

⁸⁰ 佐藤考一「中国の『辺疆』：海洋国境—南シナ海の地図上の U 字線をめぐる問題」『境界研究』創刊号、2010 年 10 月、22-28 頁。

表 1 各事例における分析要素の比較

	動機	彼我のバランス	国際社会の干渉	
竹島占拠	<ul style="list-style-type: none"> 水産資源の確保 (対日漁獲能力が劣る中での) 漁業水域確保に係る交渉の行き詰まり 	<ul style="list-style-type: none"> 韓国は朝鮮戦争以降の武装を保持 日本の警備船はほぼ非武装。竹島巡回も稀 竹島に日本の常駐なし 日本の防衛意志希薄 	<ul style="list-style-type: none"> 日米同盟は主として対ソ同盟 李ラインへの国際社会の批判は領有権に言及なし 米軍爆撃場からの除外 	
紛争 フォークランド	<ul style="list-style-type: none"> ビーグル海峡方面の支配力喪失 1983 年、英帰属から 150 周年が到来 英国の返還交渉引延ばし 国内の政情不安 	<ul style="list-style-type: none"> フォークランド人口 1800 人、守備隊 80 名程度の実効支配 南大西洋戦域での戦力比は亜優位 英海軍力の削減 (空母、砕氷哨戒艦の除籍) 英国の防衛意志希薄 	<ul style="list-style-type: none"> NATO は主として対ソ同盟 米亜関係は「特別な関係」(中南米での防共協力) 国際的な植民地主義終結の風潮 	
西沙海戦	<ul style="list-style-type: none"> 水産/エネルギー資源 南シナ海全体としての価値認識 各諸島は戦略的要衝 	<ul style="list-style-type: none"> 比/南越が南沙諸島島嶼を順次占拠 (南越が一部島嶼の省編入を発表) 中国の実効支配は西沙諸島の一部のみ ソ連による中国包囲の兆候 	<ul style="list-style-type: none"> 南越の常駐はパトロールのみ 海軍力の増強 (ミサイル搭載駆逐艦の整備) ウッディアイ島の港湾整備 	<ul style="list-style-type: none"> 中ソ関係は深刻なるも、ソ連海軍の南シナ海進出は途上 米中関係は改善傾向、米軍は南越から撤退 北越は中国の領有権を支持
南沙海戦		<ul style="list-style-type: none"> 越/比/馬などが南沙諸島島嶼の占拠を拡大 各国の資源開発が進捗 中国の実効支配は西沙諸島のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 中国が占拠した 6 島嶼には、越の直接的な実効支配は及ばず 越海軍は警備艇主体 西沙諸島の軍事要塞化 (レポート、小規模艦隊配備など) 海軍力のさらなる増強 (外洋展開・軍事演習) 	<ul style="list-style-type: none"> ソ越同盟が存在するには対越支援は低下 米中関係はさらに改善傾向 (国交回復、軍事交流)
ミスターフ礁占拠		<ul style="list-style-type: none"> 越/比などの南沙諸島島嶼の占拠が進捗 各国の資源開発も進捗 (比側海域リードバンク) 中国は比側海域の占拠島嶼なし 	<ul style="list-style-type: none"> バグアサ島に拠点を持つが、ミスターフ礁には比の直接の実効支配は及ばず 比海軍は警備艇主体。監視も希薄 西沙諸島の拠点強化 (大型艦係留岸壁、滑走路、(南沙をカバーする)航空管制センター) ファイアークロス礁の岸壁整備 	<ul style="list-style-type: none"> 天安門事件により、米中関係は冷却中も、米軍は比から撤退 ASEAN 諸国の圧力も薄弱

(出所) 筆者作成。

(1) 動機

そもそも領有を主張するだけの価値を当該島嶼に見出しているところ、いずれの事例についても、その価値が棄損されかねない状況が生起してい

る。それは、必ずしも、直接的に当該島嶼ではなく、韓国にとっては漁業交渉に行き詰まりが、アルゼンチンにとってはビーグル海峡側の支配力喪失が、中国にとっては他の南シナ海沿岸国による他島嶼の占拠が、結果的に現状変更国にとっての当該島嶼の価値を押し上げることになっている。これは、フレイヴェルが述べた「相対的支配力の低下により、武力行使の見込みが高まる」というエスカレーションの一因とも類似する⁸¹。

さらに、フォークランドの事例での英帰属 150 周年を翌年に控えている点や、西沙海戦の例のようにソ連の圧力が日増しに強大になっている点などの、政治的、あるいは、時限的な要素が含まれるときに、武力による現状変更を選択する傾向もみられる。

(2) 彼我のバランス

いずれの事例においても、防衛意志の見え方を加味した軍事力面では、現状変更側の圧倒的な優位がみられる。フォークランド紛争については、結局英国が奪還するものの、アルゼンチンは英国の対応を見積もっておらず、圧倒的な優位があるとの認識であった。また、他の 4 事例については、いずれの島嶼についても、兵員の常駐や巡回の頻度など、強い実効支配が及んでいないことも共通している。竹島及びミスチーフ礁の事例については、海軍力を用いてはいるものの、占拠の時点では戦闘に至っていない。さらに、1988 年の事例では、ジョンソン南礁以外の 5 島嶼は戦闘なしで占拠しているが、これらも、仮に戦闘になれば勝てる、という目論見に基づいて行われていたものと考えられる。

つまりは、少なくとも我に、あるいは、互いに大きな損害が見積もられない場合に、「獲り易きものを狙う」といった傾向がみられ、エヴェラが述べた「戦争は、国家が相手国の征服が容易である（と認識した）時に起こりやすい⁸²」という法則とも合致する。

(3) 国際社会の干渉

いずれの事例についても、国際連合や地域安全保障枠組みなどの国際社会による強い干渉、少なくとも途中で軍事行動を停止するほどの強さの干

⁸¹ フレイヴェル『中国の領土紛争』33 頁。

⁸² Evera, “Causes of War,” p. 22.

渉は受けていない⁸³。フォークランド紛争では、結果的に米国が拠点を提供するなどの形で英国に肩入れしたものの、アルゼンチン側としては、最悪でも中立を保つだろうとの見立てであった⁸⁴。竹島の事例については、米国が同島を爆撃場から除外したことを受け、米国の承認を得たものと誤解をした可能性もある。

このように、いずれの事例も、特に米国やソ連（当時）のような超大国たる第 3 国の介入はない（見積もられない）という環境が整った状況で生起している。

(4) “可塑性の高い”因子

各々の国家がどのタイミングで、軍事行動を決心したか、あるいは、軍事的な衝突もやむなしとして現状変更行為に取り掛かったか、は不明確な点が多く、個別の事例において、3 つの分析要素を構成する因子のうち、何が直接的に行動に踏み切らせたか、ということを判定するのは困難である。しかしながら、5 事例において、現状変更の直近での変化が頻出する因子は、比較的短期間に、または、比較的容易に変化しやすい傾向をもつ、いわゆる、“可塑性の高い”ものといえるのではないだろうか。

まず、短期間で変化があまり見られない、“可塑性の低い”因子として、当該島嶼及びそれを領有することにより周辺海域から得られる経済的価値が挙げられる。南シナ海については、1960 年後半以降に資源の豊富さが注目され、より一層経済的価値への認識が高まったという経緯もあるが、基本的には島嶼及び周辺海域の経済的価値は固定的である。また、国家の軍事力は一朝一夕で増減するものではなく、両当事国間の軍事力のバランスが急激に変化することもない。

他方、アルゼンチンにとってのビーグル海峡問題や、中国にとっての南沙諸島各島嶼への越比の進出など、当該島嶼を取り巻く環境が変化し、自国の利益が棄損されることにより、短期間に当該島嶼の戦略的価値が向上することは往々にして起き得る。また、英国の海軍力削減の発表が防衛意志希薄と理解され、軍事力自体に急激な変化はなくとも、現状変更側から見ると、彼我のバランスに急激に変化が生じたものと認識することがある。さらに、第 3 国要因も、他の要素に比べて敏捷に変化するものである。両

⁸³ 戦闘の継続期間に差があるものの、5 事例のうち、国連安保理決議が出され、あるいは第 3 国による調停が試みられたのは、フォークランド紛争のみであり、結局これらも奏功していない。

⁸⁴ 防衛研究所『フォークランド戦争史』38 頁。

当事国間の領土紛争に対する注目度に比べ、第 3 国にとっての興味は、それが島嶼となればなおさら低い。そのため、当該領土紛争の状況に全く関係なく、第 3 国の関与姿勢が変化、または変化ととれる声明、さらには、地域からの軍事力の撤収などが、現状変更側の第 3 国介入に関する見積りを、比較的短期間で変化させうる。これらは、“可塑性の高い”因子と峻別することができる。

4 結 論

本稿で取り上げた 5 つの事例を見るに、まず、現状変更側は、当該島嶼に価値を認め、あるいは、その価値が何らかの理由で向上したという共通点を見出せる。また、特に大国たる第 3 国の介入や国際社会の干渉もなく、かつ、多大なコストを払わず、容易に現状変更が可能である、あるいは、そのように信じた状況下で生起している。

以上のことから、「島嶼における現状変更が生起する条件」として、以下のことが言える。

島嶼における現状変更は、以下の 3 つの条件が“揃った”際に生起する。

- ① 当該島嶼の価値が高い（上がった）
- ② 他国の干渉・介入がない（と信じられる）
- ③ 容易に現状変更が可能である（と信じられる）

これら条件のうち一部は、フレイヴェルが説いたエスカレーションの要因や、エヴェラが説いた攻勢－防御理論とも通ずる点がある。また、注意しなければならないのは、これらの条件は“実態”ではなく、現状変更側の“認識”のみでも成立しうるということである。

なお、この条件は少なくとも本稿で取り扱った 5 事例に共通して当てはまるほか、1970 年代以降に、ベトナムやフィリピンが南沙諸島各島嶼を占拠した⁸⁵事例でも言える。ベトナムやフィリピンが島嶼占拠を行った時期は、UNCLOS 制定や海洋資源の存在が明らかになったことにより価値の向上が認められた時期と重複するとともに、同じく領有権を主張していた中

⁸⁵ 呉『中国と南沙諸島紛争』137-138、154-155、192、242 頁。

国の海洋における力が未だ発展の途上であったことなどもあり、他国とほぼ争うことなく容易に、かつ、米ソといった超大国や国際社会の干渉・介入を受けずに、目的を達成しており、この条件に適合している。

他方、厳密に何をもって、いつ、条件が“揃った”と判定するのは容易ではない。各事例とも、あらかじめ“揃っていた”条件、あるいは、それを構成する因子も存在し、また、必ずしも単一の因子のみが影響するわけではないため、現状変更側の意志決定の直接の要因や時機を明確に推し測ることは難しい。しかしながら、本稿では、複数の事例を横断的に分析し、比較的短期間で、または、比較的容易に変化しやすい傾向をもつ、いわゆる、“可塑性の高い”因子を抽出した。そして、この“可塑性の高い”因子こそが、現状変更のトリガー、少なくとも最終トリガーにいたる重要な材料のひとつになりえるのではないだろうか。

5 事例とも、相手国または第 3 国の何らかのアクションにより、当該島嶼及び周辺海域から得られる利益が棄損される恐れが生じ、結果として当該島嶼を領有することの重要性が急激に向上している。また、アルゼンチンが、英国の海軍力削減方針の発表により、フォークランド諸島の防衛意志なし、と認識したように⁸⁶、このような行為は、現状変更側から見た実行可能性の評価を極めて簡単に変動させ得る。さらに、中国関連の 3 事例をみると、いずれも、比較的直近に、かつ急激に、米国もしくはソ連の南シナ海や沿岸国に対する関与のあり方に変化が起きている。このことから、直接の当事者ではなく、当該島嶼に係る紛争にさしたる高い注目をしていない、第 3 国の関与姿勢も“可塑性の高い”因子と言える。

したがって、島嶼及び周辺海域の絶対的な価値や、長い年月をかけて積み上げられた国家の軍事力などの“可塑性の低い”因子を客観的に評価したうえ、上記の“可塑性の高い”因子の変動に着目することにより、3 つの条件が“揃う瞬間”を類推することが可能となりうる。

このような見方をすれば、本稿で導出した「島嶼における現状変更が生起する条件」は、ある程度の一般性をもって、事態が生起する蓋然性の評価尺度として活用可能なものであるといえよう。

⁸⁶ 高坂「フォークランド戦争の原因とその教訓」603 頁。

おわりに

国際社会におけるグローバリゼーションの深化に伴い、世界の海上輸送量は過去約 30 年間で 3 倍以上に膨れ上がっており⁸⁷、ほとんどの国家も海洋を通じた貿易なくしての繁栄は困難である。船腹量ベースで世界の約 1 割の商船隊を保有し、実に輸出入の 99.6%を海上輸送に依存する⁸⁸我が国にとってはなおさらである。また、海洋は資源にも富む。世界のエネルギー需要は過去約 30 年で約 1.9 倍、アジア太平洋地域だけで見ると約 4.3 倍である⁸⁹。また、水産資源の漁獲高も、全世界では 1.2 倍程度であるものの、アジア地域に属する中国、インドネシア、ベトナムなどは軒並み 3 倍以上の伸びを見せている⁹⁰。このように海洋から得られる恩恵が大きいことに加え、UNCLOS 制定に伴い排他的経済水域などが定義されたことにより、島嶼を領有することのインセンティブが格段に向上している。このことから、20 世紀終盤に引き続き、海洋支配のための島嶼をめぐる紛争は今後も継続・増加することが見積られる。

そこで本稿では、戦後に生じた武力を伴う、あるいは、武力を背景とした島嶼における現状変更事例 5 つについて比較分析することにより、「島嶼における現状変更が生起する条件」が、「島嶼の価値」、「他国の介入」、「実行可能性」にあることを導出した。また、その条件は、必ずしも「実態」ではなく、「認識」のみでも成り立ちうることに注意しなければならない。さらに、これらの条件を“揃わせる”因子、つまり、現状変更のトリガーになりうる因子には、比較的短期間で、または、比較的容易に変化しやすい傾向を持つ、いわゆる“可塑性の高い”という特徴があることについての示唆を得た。

“可塑性の高い”要素としては、「防衛意志」、「第 3 国の関与姿勢」、「利益の棄損」を挙げたが、これらは一様に、“口先”だけで、相手方の“認識”に変化を及ぼしやすいものである。たとえば、本年 2 月に、フィリピン政府は、

⁸⁷ 「日本の海運 SHIPPING NOW 2020-2021」日本船主協会、2020 年、20 頁。

⁸⁸ 同上、10-11 頁。

⁸⁹ 資源エネルギー庁編「令和元年度エネルギーに関する年次報告（エネルギー白書 2020）」2020 年 6 月 5 日閣議決定、168 頁。

⁹⁰ 水産庁編「水産白書令和 2 年版（令和元年度水産の動向 令和 2 年度水産施策）」2020 年 6 月 16 日閣議決定、155 頁。

地位協定の破棄を米国に通告した⁹¹。これは、即座にフィリピンの防衛意志の低下と“認識”されてもおかしくない。また、“実態”としてはその後も米国は南シナ海で空母打撃群を活動させているほか、「南シナ海における中国の主張は法的根拠がない」と述べるなど⁹²、決して南シナ海に対する関与姿勢を失ったわけではないが、“認識”する側からすれば、米比地位協定の問題をもって、米国の介入を低く見積もる材料になりうるかもしれない。このようなニュースに引き続く、今後の南シナ海の状況は注目に値するといえるだろう。

我が国も、島嶼に係る事態の生起に一定の蓋然性を想起しているのであれば、多分に“認識”左右される部分の大きい“可塑性の高い”因子を発生させないように注意しつつ、比較的“可塑性の低い”軍事力のバランスなどが、知らぬ間に変動しており、「島嶼における現状変更が生起する条件」が成立してしまうようなことがないようにしなければならない。

⁹¹ 「フィリピン、地位協定破棄を米に通告 軍事協力に影」『日本経済新聞』、2020 年 2 月 11 日、
www.nikkei.com/article/DGXMZO55499270R10C20A2FF8000/。

⁹² “South China Sea dispute: China’s pursuit of resources ‘unlawful’, says US,” *BBC News*, July 14, 2020, www.bbc.com/news/world-us-canada-53397673.